

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 81 (2009. 4. 9)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

長良川河口堰建設強行の暗い過去が生みだした 木曾川水系連絡導水路・長良川「下流施設」

前号でお伝えしたとおり、やはり「上流分割案—下流施設—」は、「長良川河口堰取水施設との兼用施設」を念頭に出されたものでした。「兼用施設にしたい」「長良川河口堰の中流取水を(国は)認めるべきだ」という愛知県と名古屋市の強い要望・願望はどこに起因するのか?

シツコク開示請求して、① 長良川河口堰着工直前の1987年4月、② 河口堰の運用開始を控えた1993年8月、③ 徳山ダム建設実施計画変更(事業費増額)の2004年7月、に国が愛知県・名古屋市に対し「河口堰開発水等の取水位置に係る」確認や回答をした文書を出させました。これらの文書から、「無理を重ねて強行した長良川河口堰建設の暗い過去」が、「木曾川水系連絡導水路—上流分割案・下流施設」の背景にあることが、はっきりと見えて来ます。

1980年代、工業用水需要増加が見込めなくなった三重県は、長良川河口堰建設事業に消極的になり、このことが河口堰着工への障害となっていました。この「問題」は、三重県工水の水利権を、愛知県が3.9m³/S、名古屋市が0.1m³/S引き受ける(費用負担する)ことで調整されました。強引に長良川河口堰建設を進めようとしていた建設省にとって愛知県[次頁へ]

4/14 第6回長良川市民学習会「長良川への想い パート2」

と き : 2009年4月14日(土) PM 6:30~8:45

と ころ : ハートフルスクエアG 大研修室(JR岐阜駅2F東詰)

続 今見る長良川の自然と生態 吉村朝之氏(映像作家・水中カメラマン)

座談会【敬称略】吉村朝之、粕谷志郎(岐阜大教授)、山内克典(岐阜大名誉教授)、向井貴彦(岐阜大准教授)、古屋康則(岐阜大准教授)

【主催:「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習会実行委員会】

連絡先: 090-1284-1298 ホームページ <http://dousui.org/>

トーク&コンサート長良川 企画中—パタゴニア日本支社協賛—

6月6日(土)午後 岐阜市文化センター・小劇場

コンサート 笠木透&雑花塾 「長良川を歌う」

トーク 蒲勇介さん(長良川持続可能研究会 発起人)、

高橋恒美さん(「鮎鮠街道いま昔」著者)、

平井久美子さん(「山村会議」事務局)

コーディネーター 富樫幸一(岐阜大教授)

長良川
流れよ
このまま
このまま

と名古屋市は「救いの神」だったので。

要りもしない水利権を引き受けた愛知県・名古屋市は、「河口堰で確保する水は木曾川大堰を利用できる取水位置で」という要望を出し、国はその要望を「尊重する」と回答しました(1987年4月)。しかし、知多半島へ導く愛知県の事業 - 長良川導水の取水口位置については、国は「河川管理上 (= 河川環境) の問題」として河口堰直上流と決定しました。愛知県は「話が違う」と国に詰め寄るとともに、残りの河口堰の水利権分については要望する位置で取水することを確認しました(1993年8月)。さらに要らない徳山ダムの水の負担増額に消極的だった愛知県・名古屋市を、なおも「ムダダム仲間」に引き止めておくために、国は「徳山ダムおよび長良川河口堰で開発した水の導水については愛知県、名古屋市の既存の取水・導水施設が有効に利用できるよう協力する」ことを確認しました(2004年7月)。

「河川環境の整備保全」を理由にいったんはダメといった「長良川河口堰中流取水」を、「河川環境の整備保全」を目的に掲げる木曾川水系連絡導水路で認めるという、矛盾そのものの「最終案」を国が検討した所以です。しかし、岐阜県は、すでに河口堰で十分に痛めつけられている長良川の水を、自分の県内の場所で取水することには、簡単には同意できませんでした。

結局は、誰が見ても不自然で不思議な「07年8月22日 木曾川水系連絡導水路 - 上流分割案 - 」となったわけです(「合意に至らなかった」)。

本年2月17日、「導水路はいらない! 愛知の会(準備会)」が、愛知県に「仁義切り」に行きました。仮に、同会の要求通り「愛知県が導水路事業から撤退する」ことになれば、監査請求も住民訴訟も不要となるからです。このとき、愛知県土地水資源課のY主幹は、「徳山ダムが出来ちゃった以上(導水路事業を進める)」と実に正直に言いました。不必要な(かつ環境に悪影響を及ぼす)公共事業を強行すれば、必ず「辻褄合わせの新たな事業」が作られる(さらに環境破壊を進めることになる)、という構図をはっきりと見せつけられています。

「導水路はいらない! 愛知の会」発足 / 監査請求提出

3月1日、名古屋市内で、「導水路はいらない! 愛知の会」発足集会が開催された。まず発足総会で会則や役員が承認され、続いて伊藤達也・法政大教授による「木曾川水系連絡導水路の問題」と在間正史弁護士による住民訴訟(監査請求)のポイントの講演が行われた。遠慮がちな(?)主催者の読みが外れて、会場は満杯・定員オーバーだった。

3月30日、563筆の署名数で、住民監査請求の第一次提出が行われた。併せて名古屋市長選挙立候補予定者に「要望書」を出した。

「導水路はいらない! 愛知の会」 <http://www.geocities.jp/dousuiroaichi/>

2月7日 第5回長良川市民学習会「長良川への想い」大盛会

またまた主催者の「読み」が外れて会場は満杯。吉村朝之さんの水中映像は素晴らしく、見飽きない。時間が足りなくて「パート2」を持つことにしました。

蒲さんや亀崎さんなど、若い人たちの長良川への熱い想い(未来への想い)に感動。

「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習会実行委員会 <http://dousui.org/>

徳山ダム導水路の着工ずれ込み 事業費残り10億円は繰り越し

市民の運動におされて、岐阜県が「環境調査の徹底」を着工同意の条件としたこともあって、「08年度着工」とはならなかった。しかし消化しきれなかった予算はしっかり次年度以降に

繰り越されている。3月23日には、「岐阜県議会水資源対策議員連盟」総会なるもので「新年度着工」との説明をしたとのこと。国交省は「市民の皆様への説明責任は果たすことは前提条件です」「岐阜県知事から環境面でをしっかりとクリアしないと着工同意はできない、と強く言われています」と私たちには言う。一方で「推進勢力」には”工程表”まで示して「建設を進める」旨をアピールしているのである。(新聞記事。09.3.24 声明)

「環境」無理解及び天下り法人との馴れ合いが露呈

2月6日、水機構 (& 中部地整) は、昨年8月に供覧に付して意見を求めた (岐阜県は119項目の意見を付けた) 「環境レポート」に200項目もの訂正があることを発表した。2月10日開催の「第6回木曾川水系連絡導水路環境検討会」に向けて、である。この「検討会」で、発注者である中部地整は「訂正がありました」と述べただけで一言の謝罪もなかった。

「環境レポート」は、昨年5月14日に木曾川上流河川事務所が、天下り法人 (財) ダム水源地環境整備センターに実質的には随意契約で発注したもの (成果品) である。天下り法人に思考停止状態で発注すること、向こうから「訂正」連絡があるまでは「何も分からない」状態。国交省は納税者への責任という意識は全く「無い」らしい。(新聞記事。09.2.13 抗議声明)

2月18日 徳山ダム付近を地震とする地震発生

揖斐川町では震度4、大垣でもかなり強い揺れであった。新聞記事の「震源は福井県嶺南」は気象庁発表では訂正されている。震源は徳山ダム付近の浅い場所である。湛水が誘発した地震ではないか、という疑問が浮上する。3月19日には朝日新聞に以下の記事が載った。

四川地震「ダムが誘発」説

約8万7千人の死者・行方不明者を出した昨年5月の中国・四川大地震 (マグニチュード8.0) は、巨大なダム湖の水圧が断層を刺激して起きた。こんな説を中国の地質学者が唱え、議論になっている。四川省政府は「ダムと地震は無関係」としているが、なぞの科学的解明のため、日中の共同研究も始まった。(広州 = 小林哲) (以下略)

2月の地震以降も同じ場所での地震が続いている、と感じている (気象庁「統計/地震・津波」震源リストから)。もしダム湛水誘発大地震が起こったら (1990年代に「20億トン級の外国のダムでは例があるが、日本のダムは規模が小さい (から調査も検討もしない)」とした) 青山俊樹・現水資源機構理事長をはじめとする河川官僚たちは「万死に値する」。

3月27日未明、インドネシアで古いダムが決壊し、多くの死者を出した。「ダム」は危険を伴う構造物なのである。

2月26日荒崎水害訴訟チョー不当判決 / 原告側132人が控訴

「大東水害訴訟最高裁判決」の枠組みであろうことは、推測できました。しかし、大東水害訴訟最高裁判決でも言及している「諸般の事情」を個別具体的に検討することもなく、ただ「河川管理の特殊性」で切って捨て、河川改修計画が存在しさえすれば良い、という乱暴な論理になってしまっています。「同種同規模の他河川」の例として被告が出してきた「水門川・板取川」とは、水害発生メカニズムも被害の規模・頻度も全く異なることを、原告側は丁寧に明らかにしました。けれど、判決はたった2行で片づけました。チョー手抜きの手当判決。

原告が高齢化しているので少し心配でしたが、3月12日には、約7割にあたる132人が控訴しました。(新聞記事)

設楽ダムの中止を求めて立木トラスト運動

以下、設楽ダムの建設中止を求める会HP <http://no-dam.net/index.html> から転載

本末転倒した設楽ダム事業を止め、子々孫々まで寒狭川・豊川流域の豊かな自然環境を守り受け継いで行くために、立木トラスト運動を立ち上げました。皆さまが、立木を購入していただくことで、「自然を破壊するダムは要らない」との意思表示をしていただくよう呼びかけます。

2009年2月22日 設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野和夫

4月を迎えたい立木トラスト事務局には、300人を超える申込があります。そこで、3月31日までに立木トラストにお申し込みされた方々を対象に現地視察と、立木に木製名札をつけるイベントを開催します。(5月末、6月末と随時当イベントは開催されます。)ぜひ奥三河にお越しください。設楽の新緑を堪能してください。開催日は4月26日と4月29日の2日間です。なお、当会では立木トラスト運動の趣旨に賛同し、この運動を広報等支援していただける市民団体を募集しております。

やめよう設楽ダム！名古屋集会 5月9日(土)13:30～ 名古屋YWCA

新川決壊水害訴訟控訴審 DVD

2月23日の新川決壊水害訴訟控訴審第3回口頭弁論では、2時間の法廷で「控訴理由の説明(第3準備書面のパワポによる説明)」が行われました。1月31日に「リハーサル」を行い、弁護団以外の人間からの意見を採り入れて修正し、大変分かりやすいものとなっています。これを新川決壊水害訴訟原告団はDVDにして販売しています。

【パワポ+第3準備書面(パワポの説明にあたる)】 頒価2000円。

申込み・問合せ先：新川決壊水害訴訟原告団事務局 池谷武生

〒452-0013 愛知県清須市西枇杷島町南大和132

TEL/FAX 052-502-0835 Email vegakyojop@yahoo.co.jp

前号(80号)以後の声明等(HP-事務局長ブログを含む-をご覧ください)

09.2.13 抗議声明

多数の『訂正』に謝罪のひと言もない天下り法人と国交省の頭の高い癒着

09.3.24 声明 「新年度に着工/工程表」の二枚舌

～市民への説明は後回し？ 岐阜県知事の意向もそっちのけ？～

09.4.4 「要求書」 (近畿地方整備局長宛)

河川法16条の2第3項・第5項の公然たる無視

今般の淀川水系河川整備計画策定は許せない

新しいHPのURLは以下です。この「やめよ！徳山ダム」もHPに載せていきます。

<http://www.tokuyamadam-chushi.net> 事務局長ブログは比較的頻繁に更新しています。
なお、古い「徳山ダム建設中止を求める会」HPは、上記からリンクできます。

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫
公式HP <http://www.tokuyamadam-chushi.net> 事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/>
編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119 Email: k-yuriko@octn.jp
郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円

